

いわゆる共謀罪法案が衆議院本会議で可決されたことに抗議する会長談話

いわゆる共謀罪法案が、2017年5月23日、衆議院本会議で可決された。当会は、これに強く抗議する。

民主主義の健全な発展にとって、市民が国家権力を監視し自由に批判することは必要不可欠である。このように市民が自由に国家権力を批判することができるためには、立憲主義や三権分立などの制度と並び、国家からの自由たる思想・良心の自由や表現の自由などの精神的自由権が市民に対して保障されることが最低限の条件である。共謀罪は、日本国憲法が保障するこれらの重要な自由権を市民から奪うおそれがあり、市民に著しい萎縮効果を与えることになる。共謀罪は、民主主義に対する重大な脅威である。

当会も繰り返し指摘してきたとおり、共謀罪法案は、既遂の処罰を原則とする近代刑法の前提を大きく逸脱するうえ、「組織的犯罪集団」「計画」「準備行為」などの規定の曖昧さは、市民の自由を保障するために処罰の範囲をあらかじめ明示する罪刑法定主義に反する。

政府は、共謀罪を導入する目的として、2020年の東京オリンピックにおけるテロ対策と国連越境組織犯罪防止条約を批准するための国内法の整備の必要性を掲げている。

しかし、そもそも国連越境組織犯罪防止条約の目的は、マフィアや暴力団等が金銭的・物質的利益を得るために行うマネーロンダリング等の越境的組織犯罪の防止にある。同条約に関する国連の立法ガイド26パラグラフは、経済的な利益の獲得を目的としないテロリスト集団が、同条約の規制の対象となる組織的犯罪集団に該当しないことを明確に規定している。同条約がテロ対策を目的としていないことは、同ガイドを作成した国際刑法の専門家であるニコス・パッカス教授もこのことを明言している。

今国会における審議過程も、憲政史上大きな禍根を残した。共謀罪法案は、前述のとおり、市民の精神的自由権を奪うおそれが強い以上、これらの疑問や市民が抱く不安を解消するために慎重に審議されなければならなかった。しかし、衆議院法務委員会における審議では、共謀罪法案を所管する法務大臣の答弁が二転三転し、これら数多くの疑問は何一つ明らかにされず、なお一層深まるばかりであった。それにもかかわらず、政府・与党は、自ら設定した審議時間である30時間を形式的に消化したとして採決に踏み切った。これでは、共謀罪法案の成否を決するに足る程度に審議が成熟したとは到底評価できない。

以上のとおり、当会は、共謀罪法案が衆議院本会議で可決されたことに強く抗議するとともに、共謀罪法案を廃案とすることを求める。

2017年（平成29）年5月24日

長野県弁護士会

会長 三 浦 守 孝